

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日
厚生労働省
大臣官房情報化担当参事官室

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案について、令和8年2月10日（火）から同年3月11日（水）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、意見募集時の概要における「2. 改正の概要」中、（2）のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第3項については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定により、同令第29条第1項に規定する手続における本人確認手法の一つとして、カード代替電磁的記録を送信する方法で行うことができることとされていることから改正しないことし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第23条第1項、第34条の50第1項、第48条第1項及び第64条の2の2第2項については、別途改正を行うこととしたため、今回の省令案においては改正を行わないこととしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	これは「障害者手帳や自立支援医療（精神通院医療）などの交付・更新などの手続きがオンライン上でできるようにな	今回の省令改正は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第8条第1項や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令

	<p>る」という未来につながる改正、という認識でただしいでしょうか？</p> <p>それであれば大歓迎です！ぜひそうしてほしいです。応援します。</p>	<p>第31号)第30条第1項等の規定に基づく手続等における本人確認手法にカード代替電磁的記録を送信する方法を加える改正となります。</p> <p>身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援医療の申請手続のオンライン化については、現在、調査・研究事業を行っています。</p>
2	<p>身体障害者福祉法（以下「法」という）第15条に定める身体障害者手帳の手続きについて、身体障害者福祉法施行令（以下「施行令」という。）第4条において、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。とされており、オンライン申請ができない一因となっている。</p> <p>オンライン申請は申請者が直接、身体障害者手帳の発行機関である都道府県等に申請できるようになる手続きであることから、施行令第4条を行うことができる条文へ修正を願いたい。</p> <p>同様に今後電子的な身体障害者手帳の交付も行われる可能性を鑑み施行令第8条における経由して行わなければならない条文を経由して行うことができる条文へ修正願いたい。</p>	<p>身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付の申請手続等のオンライン化について、経由事務のあり方も含め、現在、調査・研究事業を行っています。</p> <p>また、療育手帳制度については、全国統一的な運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、幅広く調査研究を進めています。</p>

法第16条及び施行令第12条に定める身体障害者手帳の返還について、現在身体障害者手帳そのものを返還する規定となっており、オンラインによる手続きができない状態である。身体障害者手帳そのものの返還ではなく、手続きにより返還処理が行えるよう身体障害者福祉法施行規則へ条文の追加を願いたい。また、同施行規則への条文の追加に関しては死亡の確認が行えるよう戸籍を添付書類として規定いただき、オンライン申請を使用した場合でもマイナンバー連携により省略書類とできるよう規定願いたい。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳について、上記身体障害者手帳と同様に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第5条、第6条の2、第8条、第9条、第10条及び第10条の2において市町村を経由しなければならないとなっている。オンライン申請の妨げになることから市町村を経由してできる条文へ修正を願いたい。

法第45条の2及び施行令第10条の2に定める精神障害者保健福祉手帳の返還について、身体障害者手帳と同様、手続きより返還処理が行われるよう精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則への条文追加を願いたい。

	<p>療育手帳については身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳と同様に知的障害者福祉法へ規定し、各手帳間の取り扱いについて調整願いたい。</p> <p>市町村で事務を行うにあたり、各手帳の手続き方法等がそろっておらず事務手続きにおいて多大な労力が発生しているため早急に改善願う。</p>	
3	<p>本省令案が、番号利用法第二条第八項に位置付けられたカード代替電磁的記録を、厚労省所管手続における本人確認手法として追加し、電子署名やID・パスワード入力に加えて送信による代替を可能とする整理は、手続のアクセシビリティと選択肢を拡張する観点から妥当であり、方向性として賛同いたします。とりわけ、電子署名環境を整えづらい利用者や、継続的な手続が必要な利用者にとって、本人確認の摩擦を下げる効果が期待されます。</p> <p>一方で、制度効果を国民に還元するには、本人確認の「入口」だけを増やしても不十分であり、受給者証等の公費負担医療・医療費助成の運用実務、すなわち医療機関・薬局の窓口や自治体内部の事務処理までを含むエンドツーエンドの統合が必要です。入口の本人確認が多様化しても、受診時の資格確認や助成の適用確認が任意運用のまま普及が遅い場合、利用者は結局、紙の受給者証等の持参や自治体への追加照会、医療機関側での例外処理を求められ、現場負担が残存します。これは制度の狙いである業務</p>	<p>今後、政策の検討の際に参考にさせていただきます。</p>

効率化と利用者利便の最大化に対して、部分最適に留まるリスクを内包します。

理論的には、窓口側の導入が任意である場合、ネットワーク効果が働く領域で「普及が進まないこと自体が合理的な均衡」になり得ます。各医療機関・薬局にとっては、初期改修や運用変更の負担が先に立ち、地域全体での便益は外部化されやすいため、任意のままでは導入速度が社会的最適より遅くなる傾向が避けられません。結果として、オンライン資格確認を前提にした制度整備が進むほど、対応施設と未対応施設が混在し、利用者と現場双方にとって「どこで何が通るのか分からない」という不確実性がコストとして増加します。

このため、本省令案の施行に合わせ、少なくとも次の点を制度運用として明確化し、必要に応じて義務化を含む措置を検討いただきたいです。まず、厚労省主務省令第五条第一項および第六条第一項によりカード代替電磁的記録の送信を本人確認手法として追加するのであれば、関係手続のオンライン窓口側で当該手法が実際に選択できること、受領側が検証できること、そして自治体実務における取扱いが統一されることを、ガイドライン等で具体的に担保していただきたいです。公布日施行とされている以上、形式的に「可能」になっても実務が追随せず“使える自治体と使えない自治体”が長期化すると、制度信頼が毀損します。

少なくとも移行期間中の取扱い、周知、障害時の代替動線を明文化し、利用者が迷わない状態を優先すべきです。

次に、公費負担医療・医療費助成に関するオンライン資格確認の導入について、医療機関・薬局側の運用が任意であることが普及停滞の主要因になっているとの現場認識があります。国民の受療行動は施設を選べない局面が多く、任意運用のままでは利用者が利便を享受できる確率が上がりません。制度の実効性を確保する観点から、オンライン資格確認等システムを運用する医療機関・薬局については、医療費助成情報の利用設定や必要な改修を原則として義務化し、段階的な期限と例外基準を設けることが合理的です。義務化の設計にあたっては、小規模事業者の負担を平準化するための補助、標準仕様の徹底、ベンダー改修の集中による単価低減、回線障害時の業務継続手順をセットで用意することが現実的です。義務化だけを単独で投下すると現場が詰まるため、支援と標準化を同時に進めることが条件になります。

さらに、導入済み医療機関・薬局の公開リストについては、利用者が行動を変えられる唯一の手掛かりであり、任意掲載や更新遅延があると情報インフラとして機能しません。実装を義務化するのであれば、少なくとも対応状況の報告と公表の更新頻度を制度的に担保し、実態と乖離しない運用にしていきたいです。これは利用者利便だけでな

<p>く、自治体・医療機関双方の問い合わせ削減にも直結します。</p> <p>難病等の継続的な医療費助成については、更新手続が繰り返される性質上、本人確認手法の拡張と、窓口での資格確認のデジタル化が一体で進んで初めて、通院負担の軽減と事務の簡素化が現実化します。本省令案を契機として、カード代替電磁的記録の活用が「申請の入口」だけに留まらず、受診・更新・確認の一連の流れとして国民に体感できる形で実装されるよう、制度間の接続と、任意運用による普及停滞の解消を強く要望いたします。</p>	
---	--